

通

公社ハ事業不振ノ爲メ三月一日ヨリ七日迄臨時休業
ヲ宣シ因下休業中ナルカ被解雇職工等ハ本所区柳島
横川町一ツ三川崎該方ニ申請團本部ヲ設ケ対策協
議中ニシテ別記(一)ノ如クシテ後業員ノ私定ニ配布セリ
注意中

右及申(通) 取信也

別記(査)

謹啓今般會社營業方針改革の爲め工場の一部を併合
することとなり人員整理の都合上貴殿を解雇するに至
りしは誠に遺憾の義と存候へ共今人事情止むを得ざ
る事と御了承相成度候 敬白

猶別紙領收證の通り諸君當會社與金等を支給せらる事と相成居候

(は来る三月三日迄(二日にも取扱ふ)に認印持参御受取被下度候

同日迄に御受取なき時は右手當金は事務の都合上一時御支拂致し兼收

候間右併て御承知被下度候

昭和五年二月二十八日

東京胃子株式会社

敬

注意 當日は被保険者證、通函票、猶事給與金種券証を御持参被下度候